

審査基準

○ 運転経歴証明書の再交(第 30 条の 13 第 1 項)

令和 5 年 1 月 4 日作成

法令名	道路交通法施行規則
根拠条項	第 30 条の 13 第 1 項
処分の概要	運転経歴証明書の再交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法施行規則第 30 条の 13 第 2 項(運転経歴証明書の再交付の申請)
審査基準	
標準処理期間	岡山県公安委員会が交付した運転経歴証明書に対して、当該再交付の申請が行われた場合にあつては、1~30 日 (運転免許センター等 1 日、警察署 30 日)
申請先	運転免許センター等又は県内全警察署(岡山北、倉敷及び津山警察署を除く。)の交通課(交通第一課を含む。)
問い合わせ先	交通部運転免許課免許作成係